

基金創設に係る検討について

1 概要

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。

基金は任意に設置できるが、特定の目的が必要とされ、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

2 基金の検討に係る経緯と現状

(1) 基金研究の理由

ここ数年、決算で歳入（指定袋の売上、以下同じ。）が歳出（市民還元事業・指定袋作成経費、以下同じ。）を上回るなか、収入の一部を活用事業にあてていることを踏まえ、すべての収入を一度基金に入れた後、当該基金から市民還元事業、指定袋作成経費を支出し、残額が出た場合は将来事業のために積み立てることを想定し研究する。

(2) 基金の目的と処分

現在、市民還元事業で行っている3つの分野をベースに、中期的な展望に立った施策を行うための基金として積み立てることが想定される。また、処分については基金の目的のために処分するが、詳細は今後の市民還元事業のあり方のとりまとめ結果等を踏まえる。

(3) 歳入及び歳出の今後の見込み

【歳入】	ここ数年、予算額を上回る決算が続いている。その要因として、大型店舗進出による在庫の増などが考えられる。平成26年度はそのような要因も考慮した予算額となっており、今後は予算額と決算額のかい離はほとんどなくなると考えている。
【歳出】	市民還元事業が開始から5年を経過したこともあり、予算額に対応した決算となっている。今後は、予算額で市民還元事業の7割程度を占めるごみ減量・リサイクルに関する事業で、経費の増加が見込まれる。

3 基金創設のメリット・デメリット

ごみ処理手数料を	メリット	デメリット
現状のままとする	・歳出が歳入を上回った場合は、一般財源をあてることができる。	・歳入が歳出を上回った場合、当初予算外の「活用事業」にあてている。
基金を創設する	・歳入が歳出を上回った場合でも使い切る必要がなく、翌年度以降に繰り越すことができる。	・歳出が歳入を上回り、繰り越している金額が不足する場合、一般財源からの繰り入れができない。 ・特定の目的（例：新たなリサイクル施設の建設等）のため、一定額を積み立てることとなり、現在の市民還元事業の縮小、廃止等が考えられる。

4 新潟市における基金積み立ての事例

【新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金】

(1) 制度創設年 : 平成24年7月

(2) 設置目的

再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、環境先進地域の構築に資するための事業に要する経費の財源に充てるために設置する。

(3) 基金を処分することができる経費

- 再生可能エネルギー等の導入に係る計画を策定するための経費
- 公共施設における再生可能エネルギー等を導入するための経費
- 民間施設における再生可能エネルギー等の導入を推進するための経費
- 民間事業者が行う風力発電事業等を支援するための経費

(4) 収入

- 国庫補助 3.5億円（実施期限5年、平成28年度末までに活用）
- 市有地貸付収入[※] 850万円／年（平成26年度から）
（※小平方処分地、北新潟（県競馬場跡地）におけるメガソーラー施設）

(5) 支出

- 使途
避難所となる学校等及び特別養護老人ホームへの太陽光発電、蓄電池システムの導入など
- 金額
平成24年度 1,826千円
平成25年度 60,337千円